

京都市宝が池公園運動施設条例施行規則の全部を改正する規則を公布する。

平成18年3月31日

京都市長 榊本頼兼

京都市規則第208号

京都市宝が池公園運動施設条例施行規則の全部を改正する規則

京都市宝が池公園運動施設条例施行規則の全部を次のように改正する。

京都市宝が池公園運動施設の球技場等の利用等に関する規則

(利用許可の申請)

第1条 京都市宝が池公園運動施設条例（以下「条例」という。）第5条の規定によ

り球技場の利用の許可を受けようとするものは、京都市宝が池公園球技場利用許可申請書（第1号様式）を条例第3条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に提出しなければならない。

2 条例第5条の規定により球技場周辺区域（同条に規定する球技場周辺区域をいう。以下同じ。）の利用の許可を受けようとするものは、京都市宝が池公園球技場周辺区域利用許可申請書（第2号様式）を指定管理者に提出しなければならない。

(受付期間)

第2条 前条の規定による申請は、利用しようとする日（その日が2日以上にわたるときは、その初日。以下「利用日」という。）の属する月の3箇月前の月の初日から受け付けるものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用の許可)

第3条 指定管理者は、第1条の規定による申請があった場合において、当該申請

に係る利用を許可したときは、文書によりその旨を申請者に通知する。

(付属設備及び広告その他の利用に係る料金の上限額)

第4条 条例別表第2に掲げる付属設備の利用に係る料金の上限額は、別表第1のとおりとする。

2 条例別表第4に掲げる広告その他の利用に係る料金の上限額は、そのつど市長が定める。

(利用料金の還付)

第5条 条例第7条ただし書の規定により球技場又は球技場周辺区域の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を還付する場合は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 都市公園法第27条第2項又は京都市都市公園条例第13条第2項に規定する処分をし、又はこれらの規定に規定する必要な措置を命じた場合
- (2) 災害その他の不可抗力により利用することができなくなった場合
- (3) 利用日の7日前までに利用を取りやめる旨の申出があり、市長が相当の理由があると認める場合

(利用料金の減免)

第6条 条例第8条の規定により利用料金の減額又は免除を受けようとするものは、減額又は免除を受けようとする理由を記載した申請書に当該理由を証する書類を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

(使用許可の申請)

第7条 条例第9条の規定によりテニスコートの使用の許可を受けようとするものは、京都市宝が池公園テニスコート使用許可申請書（第3号様式）を指定管理者に提出しなければならない。

2 条例第9条の規定によりテニスコート周辺区域（同条に規定するテニスコート周辺区域をいう。）の使用の許可を受けようとするものは、京都市宝が池公園テニスコート周辺区域使用許可申請書（第4号様式）を指定管理者に提出しなければならない。

（準用）

第8条 第2条及び第3条の規定は、前条の規定による申請について準用する。この場合において、第2条本文中「前条」とあるのは「第7条」と、「利用しよう」とあるのは「使用しよう」と、「利用日」とあるのは「使用日」と、「3箇月前の月」とあるのは「前月」と、第3条の見出し中「利用」とあるのは「使用」と、同条中「第1条」とあるのは「第7条」と、「利用」とあるのは「使用」と読み替えるものとする。

（使用料）

第9条 条例第10条第1項第2号に規定する別に定める額は、別表第2のとおりとする。

（特別の設備）

第10条 条例第11条第1項の規定により特別の設備の設置の許可を受けようとするものは、当該設備に係る設計書、仕様書その他指定管理者が必要と認める書類を指定管理者に提出しなければならない。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

区	分	単	位	利用料金				
補	助	い	す	100 <sup>円</sup>				
長	机	1脚につき1日		200				
有	料	ロ	ッ	カ	ー	1個1回につき1日	100	
会	議	室	A	1室につき1日	2,700			
			B		2,700			
温	水	シ	ャ	ワ	ー	室	8,200	
審	判	控	室	1室につき1日		2,700		
放送室 (マイクロホン1本付き)				1室につき1日		6,800		
マ	イ	ク	ロ	ホ	ン	1本につき1日	1,300	
電	源			1箇所につき1時間		200		
サ	ッ	カ	ー	用	具	1式につき1日		4,000
ラグビーフットボール用具				1式につき1日		4,000		
アメリカンフットボール用具				1式につき1日		4,000		
ホ	ッ	ケ	ー	用	具	1式につき1日		4,000

別表第2 (第9条関係)

区 分		単 位	使 用 料
売店、食堂又はこれらに類する施設を設置して行う営業		1平方メートルにつき1日	600 <sup>円</sup>
立ち売り又は行商	入場者数が1日1,000人未満の催物の開催日の場合	1人につき1日	300
	入場者数が1日1,000人以上5,000人未満の催物の開催日の場合		1,100
	入場者数が1日5,000人以上の催物の開催日の場合		2,200
広 告 そ の 他		そのつど市長が定める。	

第1号様式 (第1条関係)

京都市宝が池公園球技場利用許可申請書

(あて先) 指定管理者	年 月 日
申請者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	申請者の氏名 (団体にあっては、名称及び代表者名)
	電話 ー

京都市宝が池公園運動施設条例第5条の規定により利用の許可を申請します。						
利用する期間	年 月 日 ( 曜日) から		年 月 日 ( 曜日) まで		日間	
利用する時間の区分	<input type="checkbox"/> 午前 時から <input type="checkbox"/> 午後 時まで ( 時間) <input type="checkbox"/> 全日					
利用する付属設備	種 類	数 量	種 類	数 量	種 類	数 量
特別の設備の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無					
利用の目的	<input type="checkbox"/> サッカー <input type="checkbox"/> ラグビーフットボール <input type="checkbox"/> アメリカンフットボール <input type="checkbox"/> ホッケー <input type="checkbox"/> その他 (                      )					
催しの概要	名 称					
	入 場 料	<input type="checkbox"/> 徴収する。 <input type="checkbox"/> 徴収しない。				
	種 別	<input type="checkbox"/> アマチュアスポーツ <input type="checkbox"/> アマチュアスポーツ以外				

注1 該当する□には、レ印を記入してください。

2 特別の設備を設ける場合には、その設計書、仕様書等を添付してください。

第2号様式 (第1条関係)

京都市宝が池公園球技場周辺区域利用許可申請書

(あて先) 指定管理者	年 月 日
申請者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	申請者の氏名 (団体にあっては、名称及び代表者名)
	電話 —

京都市宝が池公園運動施設条例第5条の規定により利用の許可を申請します。	
利用する場所	面積 ( 平方メートル)
利用する期間	年 月 日から 年 月 日まで
特別の設備の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
利用の目的	
責任者の住所及び氏名	

注1 該当するには、レ印を記入してください。

2 特別の設備を設ける場合には、その設計書、仕様書等を添付してください。

第3号様式 (第7条関係)

京都市宝が池公園テニスコート使用許可申請書

(あて先) 指定管理者	年 月 日
申請者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	申請者の氏名 (団体にあっては、名称及び代表者名)
	電話 -

京都市宝が池公園運動施設条例第9条の規定により使用の許可を申請します。						
使用する期間	年 月 日 ( 曜日) から 日間 年 月 日 ( 曜日) まで					
使用する時間の区分	<input type="checkbox"/> 午前 時から <input type="checkbox"/> 午後 時まで ( 時間) <input type="checkbox"/> 全日					
使用する付属設備	種 類	数 量	種 類	数 量	種 類	数 量
特別の設備の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無					
使用の目的	<input type="checkbox"/> テニス <input type="checkbox"/> その他 ( )					
催しの概要	名 称					
	入 場 料	<input type="checkbox"/> 徴収する。 <input type="checkbox"/> 徴収しない。				
	種 別	<input type="checkbox"/> アマチュアスポーツ <input type="checkbox"/> アマチュアスポーツ以外				

注1 該当する□には、レ印を記入してください。

2 特別の設備を設ける場合には、その設計書、仕様書等を添付してください。



第4号様式 (第7条関係)

京都市宝が池公園テニスコート周辺区域使用許可申請書

(あて先) 指定管理者	年 月 日
申請者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	申請者の氏名 (団体にあっては、名称及び代表者名)  電話 —

京都市宝が池公園運動施設条例第9条の規定により使用の許可を申請します。	
使用する場所	面積 ( 平方メートル)
使用する期間	年 月 日から 年 月 日まで
特別の設備の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
使用の目的	
責任者の住所及び氏名	

注1 該当する□には、レ印を記入してください。

2 特別の設備を設ける場合には、その設計書、仕様書等を添付してください。

(文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課)